平成２１年（フ）第７６７８号
大阪市住吉区山之内３丁目６番７号　第３ハイムゆり213号
債務者　田中千惠子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６７９号
大阪府東大阪市吉田７丁目６番５号　マンション泉105号
債務者　井阪　彩香（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６０号
香川県さぬき市志度2390番地４
債務者　内藤　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月２日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第１１４９号
宮城県岩沼市寺島字浜里28番地の３
債務者　藤平　　稔
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８６号
仙台市青葉区水の森３丁目37番19号　ＳＳアパート103
債務者　武藤　　明
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７０号
仙台市宮城野区幸町３丁目１番24―205号
債務者　亀井あゆ子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３３１号
仙台市青葉区国分町３丁目10番15―502号
債務者　高梨　順子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３５９号
仙台市太白区西中田４丁目13番６―404号
債務者　鈴木　辰雄
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７８号
仙台市宮城野区岩切字洞ノ口229番地の７　レオパレスロイヤル岩切Ⅱ205
債務者　新貝和加奈
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２９５号
福島市光が丘10番地　よしみ荘514号
債務者　村上　恵美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第１７４号
茨城県常総市大沢2008番地１
債務者　近藤　惠貞
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１９４号
茨城県結城市大字結城作457番地１
債務者　谷嶌　博子（旧姓徳竹）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２３８号
茨城県古河市下辺見2747番地　秋山ハイツ103
債務者　木村　　祐
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２４４号
茨城県猿島郡境町陽光台１丁目11番地18
債務者　上村　勝彦
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第４２号
栃木県真岡市並木町２丁目９番地８　コーポプラント１―Ｂ号
債務者　川崎　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２１年（フ）第３５３号
金沢市末町７―13―５、従前の住所富山県高岡市北島1038番地１
債務者　石田　重忠
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３８２号
石川県白山市鶴来本町１丁目ワ52番地
債務者　松井食料品店こと　松井　明美
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
金沢地方裁判所